

## 別表

区分 (第1欄)	対象事業所・施設種別 (第2欄)	補助対象経費 (第3欄)	基準額 (第4欄)
入所系サービス事業所、短期入所生活介護等、短期入所生活介護事業所及び多機能事業所	介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 介護療養型医療施設 認知症対応型共同生活介護事業所 短期入所生活介護事業所 短期入所療養介護事業所 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 特定施設入居者生活介護事業所 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所 有料老人ホーム 養護老人ホーム 軽費老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅	令和3年度と比較して令和5年度中に高騰したエネルギー・食料品価格等分に対する費用額（ただし、電気料金の高騰分、消費税及び地方消費税額分を除く。）から、本事業の対象経費にかかる市町村等補助分を控除した額	<p>(令和5年9月29日以前)</p> <p>利用定員 49人以下 38万円</p> <p>50人以上89人以下 72万円</p> <p>90人以上 140万円</p> <p>-----</p> <p>(令和5年9月30日以降)</p> <p>利用定員 49人以下 84万円</p> <p>50人以上89人以下 160万円</p> <p>90人以上 320万円</p>
通所系サービス事業所	通所介護事業所 地域密着型通所介護事業所 認知症対応型通所介護事業所 通所リハビリテーション事業所		<p>(令和5年9月29日以前)</p> <p>12万円</p> <p>-----</p> <p>(令和5年9月30日以降)</p> <p>28万円</p>
訪問及び相談系サービス事業所	訪問介護事業所（訪問入浴、定期巡回型、夜間対応を含む） 訪問看護事業所 訪問リハビリテーション事業所 居宅介護支援事業所 福祉用具貸与（福祉用具販売）事業所		<p>(令和5年9月29日以前)</p> <p>3万4千円</p> <p>-----</p> <p>(令和5年9月30日以降)</p> <p>7万5千円</p>

- ※1 対象事業所・施設等について、令和5年7月1日（基準日）時点で指定等を受けているものであり、また、今後も事業を継続する意思のある事業所で、申請時において休止・廃止しているものは含まない。
- ※2 区分に掲げる事業所は、介護保険法及び老人福祉法に定める事業所が対象であり、保健医療機関における医療みなし事業所は含まない。また、以下のサービスについては、次のとおり取扱う。
- ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。
  - ・福祉用具貸与事業所は、福祉用具販売と両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。
  - ・介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所と、訪問型は訪問介護事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。
- ※3 補助金の交付額は、本表の第3欄に定める補助対象経費額（電気料金の高騰分、消費税及び地方消費税額分を除く。）から本事業の対象経費にかかる市町村等補助分等を控除した額と同表の第4欄に定める基準額を比較して少ない方の額とする。
- ただし、算定した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- ※4 本表の第4欄に定める基準額について、令和5年9月29日以前に申請した事業所が、令和5年9月30日以降に再度申請する場合、令和5年9月30日以降の基準額から令和5年9月29日以前の申請額を差し引いた額を基準額とする。